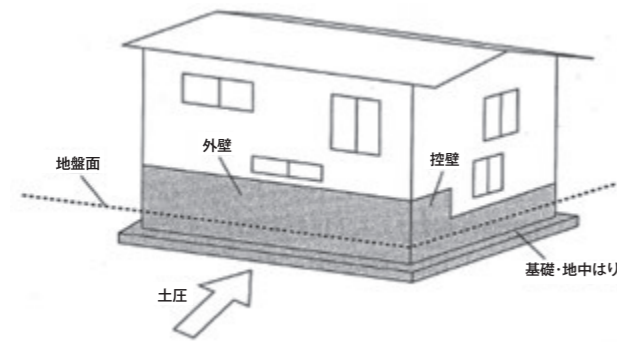


支援制度について

1. 土砂災害特別警戒区域内住宅補強支援事業（建築基準法に基づく壁の補強等を行う場合）

レッドゾーンに居住する住宅所有者が行う住宅補強（新築・増改築等）の実施に当たり、費用の一部を県及び町が補助する制度です。



補助上限額	
既存住宅の除去費	50万円
補強に要する設計費	10万円
補強に要する工事費	110万円
合計	170万円

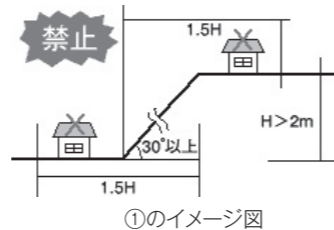
※レッドゾーンが指定された時点で、すでにその区域内に建築されている住宅を、取り壊し区域内に新築する場合、または増築・改築する場合に限る。

2. がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅を安全な場所に移転する場合）

下記の区域内に建築されている危険住宅を安全な場所に移転するに当たり、費用の一部を国、県及び町が補助する制度です。

■危険住宅とは

- ①建築基準法第40条に基づき条例で建築を制限している区域に建築されている住宅（条例が制定された昭和35年10月4日以前に建築された住宅に限る）
- ②土砂災害防止法第9条に基づき指定したレッドゾーンに建築されている住宅（レッドゾーンが指定された時点で既に建築されている住宅に限る）



■補助対象限度額

- ※除去費等 危険住宅の撤去・移転等に要する費用
- ※建物助成費 住宅の建設（購入も含む）のため、金融機関から融資を受けた場合、借入金の利子相当額

除却費等	建物助成費			合計
	住宅建設	土地購入	敷地造成	
97万円	465万円	206万円	61万円	829万円

奥出雲町の指定状況

鳥根県では、平成26年度に県内全域のイエローゾーンの指定が完了しており、奥出雲町のレッドゾーンの指定は、令和2年3月に完了しました。

令和2年3月末時点

市町村名	旧町村名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)				特別警戒区域 (レッドゾーン)		
		土石流	急傾斜	地すべり	計	土石流	急傾斜	計
奥出雲町	仁多町	466	574	20	1,060	36	554	590
	横田町	354	440	3	797	38	416	454
	計	820	1,014	23	1,857	74	970	1,044

お問い合わせ先

鳥根県土木部砂防課総合土砂災害対策スタッフ 電話 0852-22-6785 (法律や指定・構造規制など全般)
 鳥根県雲南県土整備事務所仁多土木事業所 電話 54-1245 (区域の指定・特定開発行為に関する事)
 鳥根県東部県民センター雲南事務所建築課 電話 42-9591 (建築確認・支援制度に関する事)
 奥出雲町総務課防災管財グループ 有線 31-5229 電話 54-2505 (区域の確認・指定に関する事)
 奥出雲町建設課 有線 20-4233 電話 52-2675

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)の指定について

令和2年3月に鳥根県により指定された「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」に関する規制や支援制度についてお知らせします。

レッドゾーン内にお住まいの方は早めの避難を!

奥出雲町では、レッドゾーンを反映した「奥出雲町ハザードマップ」を7月に全戸配布しています。台風が多く発生する出水期(6月~10月)は、全国各地で災害が多発します。災害は、日頃の備えが重要となりますので、ご家族や近所の方々と警戒区域および避難場所の確認をお願いします。

避難とは、「難」を「避ける」ということであり、避難所に避難することだけが避難ではありません。安全な場所にある親戚や知り合いのお宅など避難先についての検討をお願いします。

規制制限について

1. 特定の開発行為に対する許可制

レッドゾーンでは、住宅宅地分譲や社会福祉施設、医療施設といった要配慮者利用施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施工しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと鳥根県が判断した場合に限り許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

レッドゾーンでは、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の損壊を防ぐため、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす被害に対して建築物の構造が安全なものとなるよう、居室を有する建築物については、建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。

※新築や増改築の場合に構造規制が適用されます。

現在お住まい家屋をすぐに直す必要はありません。

内装改修やリフォームの場合も適用されません。

3. 建築物の移転勧告

急傾斜地の崩壊等が発生した場合は、居住している方の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者または占有者に対し、レッドゾーンから安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について、鳥根県が勧告することができるようになります。

4. 宅地建物取引における措置

レッドゾーンでは、宅地建物取引業者は当該宅地又は建築物の売買等に当たり、レッドゾーンである旨、特定開発行為の制限や建築物の構造規制について重要事項の説明を行うことが義務付けられます。



特定の開発行為に対する許可制

建築物の構造規制

建築物の移転勧告